

生 生 第 21 号
令和 7 年 4 月 10 日

沖縄県知事登録貸金業者 各位

沖縄県生活福祉部長
(公印省略)

「業務報告書」の提出について

みだしのことについて、貸金業法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり提出願います。

下記書類の提出をしない場合、同法第 24 条の 6 の 4 第 1 項の規定により、当該貸金業者に対し登録を取り消し、または 1 年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。また、同法第 48 条第 1 項 8 の 4 号の規定により、1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

1 提出期限 令和 7 年 5 月 31 日（金）（※期限厳守）

2 提出すべき書類及び部数

(1) 報告書 「業務報告書」（別紙様式） 2 部

※業務報告書については、別添「業務報告書記載要領及び記載上の注意」を参照し、作成してください。

※可能な場合は、用紙の消費抑制の観点から両面印刷で出力のうえ提出願います。

※沖縄県のホームページに様式が掲載されています。

なお、電子データによる事業報告書の提出は不可です。必ず印刷して提出して下さい。

URL

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/shohi/1003864/1032656/index.htm>

1

3 提出先

日本貸金業協会沖縄県支部 TEL 098-866-0555

〔〒900-0021 那覇市泉崎 1-10-16 沖縄バス本社ビル 207 号室〕

※非協会員についても、上記へご提出お願い致します。

4 問い合わせ先

(1) 提出について

協会員・非協会員→日本貸金業協会沖縄県支部 TEL 098-866-0555

(2) 報告書、添付書類の記載方法等について

協会員 →日本貸金業協会沖縄県支部 TEL 098-866-0555

非協会員 →沖縄県生活福祉部

生活安全安心課 貸金業担当 TEL 098-866-2187

5 注意事項

(1) 各表について、該当がない場合でも「該当なし」又は「－」と記載し、提出して下さい。

(2) 各表の残高の単位（百万円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する（例えば、単位が百万円で、残高が 345 万円の場合は「3」、20 万円の場合は「0」と記載する。）。

(3) その他、別添「業務報告書記載要領及び記載上の注意」及び各報告書様式中の「記載上の注意」を読んで下さい。